

学校給食物資納入の手引き

(令和6年度～)

宇土市教育委員会 学校給食センター

第1 はじめに

1 この手引きの趣旨

宇土市では、令和6年度から学校給食費の公会計化を実施します。これは、学校給食費の徴収・給食物資の購入代金の支払いを市の歳入歳出として行なうものです。そのため、給食物資の調達から支払いまでの事務は、宇土市の財務会計規則に則った事務となります。

この手引きは、この規則に則って給食物資を納入していただくために必要な手続き等を示しているものです。手続きをしていない場合には、給食物資を納入していただくことができませんので、十分に確認してください。

2 この手引きの対象となる契約

この手引きにおける契約の対象となるのは、学校給食（市内市立幼稚園、小・中学校）に関する給食物資の納入のみです。対象となる給食物資については次のとおりです。

- 一般物資品目細分表（別表1）
- 宇土市学校給食センター物資納品品質規格表（別表2）

第2 業者登録

1 宇土市教育委員会への業者登録

学校給食に関する給食物資を納入するためには、学校給食物資納入資格業者として事前に宇土市教育委員会に登録されていることが必要です。

2 登録の資格要件

次の全てに該当する必要があります。

- (1) 市内に店舗若しくは事業所等を有する者であって販売実態がある者、又は市内で生産した農産物若しくは水揚げや収穫された水産物を納入することができる団体若しくは事業者等であること。ただし、冷凍食品など調達が困難な物資を取り扱う者については、この限りではありません。
- (2) 物資について、良質、廉価、規格等学校給食の趣旨を理解し、誠実な納入ができること。
- (3) 物資の取扱いについては、衛生上に留意し、製造加工業者にあつては、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。
- (4) 物資の納入について、衛生的で温度管理等の適正な輸送並びに宇土市学校給食センターが指定する日時、場所及び必要量の確実な納入ができる体制が整備されていること。
- (5) 確実な資本金で経営されていること。
- (6) 市町村民税を滞納していないこと。
- (7) 宇土市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者が申請者及び申請者の役員等にいないこと。

なお、教育委員会は、市内の青果物類及び当該加工品の生産者で、地産地消の推進の観点から必要と認めるものを登録することができます。

3 登録申請書の交付

宇土市のホームページの給食センターのページから、本手引きと登録申請書がダウンロードできます。また、給食センターでも配付しています。

4 登録申請書の受付

(1) 受付期間

ア 令和6年4月1日から給食物資を納入希望の場合

令和6年1月15日（月）から2月6日（火）まで

※ただし、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分まで

※郵送での申請の場合は、受付期間内の消印があるものを有効とします。

(2) 受付場所

宇土市学校給食センター（宇土市恵塚町33-1）

5 登録申請方法

登録申請書及び添付書類は、上記受付場所へ持参又は郵送により提出してください。提出書類に不備がなければ申請書を受理します。なお、申請に必要な書類は次のとおりです。

- ・所轄保健所の営業許可証の写し（営業届出済証でも可）
- ・直近の納税証明書（法人にあっては本社又は本店の所在する市区町村が発行する法人市町村民税納税証明書とし、個人にあっては個人市町村民税納税証明書とする。）
- ・事業所等の写真(3か月以内に撮影されたもの)及び所在地の略図
- ・上記のほか、教育委員会が必要と認める書類

6 登録の有効期間

4月1日から翌年3月31日まで

7 年度途中での登録

教育委員会が必要と認めるときは、年度途中でも納入業者の登録ができます。

8 申請内容の変更

申請内容に変更が生じたときは変更届を提出してください。休止・廃止される場合は、（休止・廃止）届を提出してください。

9 登録の取り消し

登録業者名簿に登録された後に、登録者が次のいずれかに該当することになった場合は、一定の期間登録を取り消します。

- ・虚偽の申請その他不正の手段により登録を受けたとき。
- ・審査基準に該当しなくなったとき。
- ・教育委員会が不相当と認めるとき。

10 その他

(1) 申請内容については、教育委員会が実態を調査することがあります。

(2) 資格審査に関して必要があるときは、提出書類のほかにも資料の提出又は説明を求めることがあります。

第3 納入業者の決定

1 見積書の提出方法

見積書の提出方法は、給食センターが作成する献立に基づき、事前に一般物資品目細分表（別表1）を参考にして、取扱いのある業者に対して、品名、規格、使用予定数量等を記載した書類をメール、FAX等により送付しますので、必要事項を記入、指定された日時までに給食センターへ提出してください。

なお、見積書には、必ず次のことを記載してください。未記載の場合、支払いができないことがあります、再提出していただく場合があります。

- ア 宛名は、宇土市長（給食センター）
- イ 納品する給食物資の品名、単価など
- ウ 見積者の住所、氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名）※印鑑不要
- エ 日付は必ず記入

※納入する給食物資によっては、成分表、製造工程表、微生物検査結果、理化学検査結果等の提出を求める場合があります。

※これまで通り、部会による提出も可能です。

2 納入業者の決定

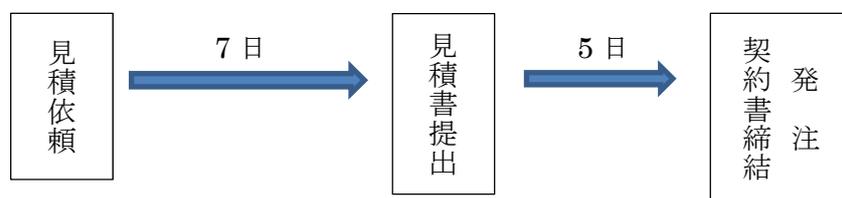
(1) 生鮮野菜等及び一般物資の納入業者の決定は、見積書の提出期限内に提出いただいた登録業者の中から次により納入業者を決定します。なお、宇土市学校給食専門委員会での試食会による食材選定など、以下の決定手順によらずして発注することがあります。

- ① 給食物資の価格を提示した者（当該者が2者以上いる場合には、最低価格を提示した業者）。

※食材1品ごとに最低価格の業者と契約します。なお、青果物は、発注した全食材合計の最低価格の業者と契約します。

- ② 同価格を提示した業者が2者以上いる場合は、くじにより業者を決定します。
- ③ 辞退等があった場合は、決定業者の順位に該当する者を繰り上げて納入業者とします。
- ④ 業者及び価格が決定した後、給食センターから郵送・メール等で契約書を送付しますので、該当箇所に記入押印後、2部返送してください。

3 献立作成から発注までの流れ



第4 給食物資の納入

1 納入物資の製品成分、規模等

出品する製品の全原材料中重量で上位3品目かつ製品中に占める重量が5%以上の表示義務があるGMO食品（遺伝子組み換え食品）を使用したものについては受け付けません。

給食センター物資納品品質規格表にあった物資の納入をお願いします。

2 納入の時期

給食センターからの注文票により、指定された日時に指定された規格及び数量の給食物資を納入していただきます。この際は、これまでと同様の納品伝票が必要となりますので準備をお願いします。

3 納入時の検収

給食物資の納入時には、検収担当者と、納入業者との双方立会いのもとで検収を行い、検収に合格したものが納品されます。検収の内容は概ね次のとおりですが、検収担当者の指示に従ってください。

- (1) 注文票と納品伝票を照合すること。
- (2) 注文票に基づき給食物資の規格及び数量を確認すること。
- (3) 次の事項を確認すること。
 - ア 製造業者及び所在地並びに生産地
 - イ 品質、鮮度及び品温
 - ウ 箱・袋の汚れ・破れその他の包装容器等の状況
 - エ 異物混入及び悪臭の有無
 - オ 消費期限又は賞味期限、製造年月日及び年月日表示など

4 不良品の対応

検収時に不合格とされたものは、センター長又は検収責任者（栄養教諭等）の指示に従い直ちに交換・補充などの対応をしてください。また、検収後も調理中や給食提供時の異常等が発見された場合は、給食センターからの指示に従い必要な対応をしてください。

第5 給食物資の代金の請求、支払い

1 給食物資の代金の請求

(1) 請求の方法

給食物資代金の請求は、実際に納入した数量により請求書を提出してください。請求書は発注された物資の納入完了後、翌月10日まで（土曜・日曜・祝日等の休日の場合は、その直近となる前日以前の平日）に給食センターに提出してください。請求書と併せて、納品書（前述の納品伝票ではありません）を提出してください。支払い時に必要となります。

(2) 納品書・請求書に関する注意事項

納品書・請求書には、必ず次のことを記載してください。未記載の場合、支

払いができないことがあります、再提出していただく場合があります。

ア 宛名は、宇土市長（給食センター）

イ 納品した給食物資の品名、数量、単価など、納品・請求金額の内訳

ウ 納品・請求者の住所、氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名）※印鑑
不要

エ 日付は必ず記入

2 給食物資の代金の支払い

上記請求書の提出を受けてから、給食センターで内容を確認後、毎月25日（土曜・日曜・祝日等の休日の場合は、その直近となる前日以前の平日）に登録していただいた金融機関口座に振り込みます。請求書の提出が遅くなった場合は25日以降の入金になる場合があります。なお、振込手数料は市が負担します。

様式第1号（第2条関係）

（表）

年 月 日

宇土市教育委員会 様

住 所

（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

電 話（ ） ー

学校給食用物資納入業者登録申請書

の物資納入業者の登録をしたいので、宇土市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱第2条第1項の規程により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 所轄保健所の営業許可証の写し（食品の取扱いに関し食品衛生法第55条第1項に規定する許可が必要な場合）
- 2 直近の納税証明書（法人にあっては本社又は本店の所在する市区町村が発行する法人市町村民税納税証明書とし、個人にあっては個人市町村民税納税証明書とする。）
- 3 事業所等の写真(3月以内に撮影されたもの)及び所在地の略図
- 4 その他教育委員会が必要と認める書類

別表 1

学校給食用一般物資品目細分表

番号	登録品目	具体的な給食物資の品名
1	精肉	牛肉・豚肉・鶏肉・挽き肉
2	鮮魚	さば・サワラ・たい・赤魚
3	食肉又は魚介類の加工品	ハム・ベーコン・ウインナー・レバー・ちくわ・かまぼこ・てんぷら
4	青果物	人参・大根・玉ねぎ・キャベツ・レタス・白菜・小松菜・ほうれん草・ねぎ・にら・ごぼう・れんこん・じゃがいも・さつまいも・里芋・にんにく・生姜・トマト・ミニトマト・ピーマン・パプリカ・なす・かぼちゃ・きゅうり・オクラ・きのこ・カット野菜・りんご・みかん・イチゴ・バナナ・柿・メロン
5	冷凍食品	冷凍野菜・冷凍肉・冷凍魚介類・ハンバーグ・デザート類
6	乳製品	チーズ・生クリーム・ヨーグルト・牛乳
7	調味料	植物油脂・料理酒・ワイン・みりん・味噌・醤油・ソース・砂糖・食塩・食酢・ケチャップ・マヨネーズ・ドレッシング・ルウ・マスタード・コショウ・豆板醤
8	豆腐類	豆腐・油揚げ・厚揚げ・焼き豆腐
9	加工食品	でんぷん・小麦粉・中華麺・パスタ・ふ・削り節・いりこ・ちりめん・乾燥きのこ・乾海苔・昆布・果物シロップ漬・液卵・錦糸卵・うずら卵・こんにやく・春雨・いり豆・きな粉・納豆・豆乳・ごま・ねりごま・水煮野菜・梅肉・ピューレ・ジャム・ふりかけ・アーモンド・ゼリー

注 具体的な給食物資の品名は、一例を示すものです。実際に見積を徴収する際には、ここに記載されていない品名もあります。